

## 安平・厚真行政事務組合からのお知らせ

安平・厚真行政事務組合 ☎ 22-3151  
 住民課 町民生活グループ ☎ 26-7871  
 (総合ケアセンターゆくり内)

### せん定枝の回収について

11月末日でせん定枝の無料回収が終了します。12月から3月までは有料となり、期間中はもやせるごみ用の有料指定袋(ピンク色)を枝に直接巻き付けて、火曜日にごみステーション横に出してください。  
 ※じん芥処理場に自己搬入する場合も、もやせるごみとして有料となります。

### 資源回収袋の生産中止について

当組合の有料指定ごみ袋のうち、3種類の資源回収袋(20ℓ・30ℓ・40ℓ)は、いずれも原材料費等の高騰で、販売価格よりも生産単価が上回っています。  
 このため、組合は、今後も安定した運営を続けるために、今年度以降は資源回収袋の生産を行わず、今後は市販のビニール袋での排出をお願いすることにしました。  
 詳細は、改めてお知らせしますが、それまでの間は引き続き組合指定袋での排出をお願いします。



### 年末年始のごみ収集について

12月29日(金)～1月3日(水)は休業です

※じん芥処理場も休業します  
 ※1月4日(木)から通常どおり

## 国民健康保険の手続きはお早めに

住民課 町民生活グループ ☎ 26-7871  
 (総合ケアセンターゆくり内)

国民健康保険に加入、または喪失するときは、必ず14日以内に手続きを行ってください。

正当な理由なく届け出が遅れると、加入の届け出の前日までの医療費が原則全額自己負担になったり、喪失の届け出までの保険料の変更(減額)ができない場合があります。  
 ※同居するご家族以外の方の申請には、委任状が必要です。

| 喪失の届け出が必要な場合           | 必要なもの   |
|------------------------|---|
| ・厚真町外に転出した             | ・国民健康保険証  |
| ・社会保険などほかの保険に入った       | ・国民健康保険証  |
| ・家族の保険の被扶養者になった        | ・新しい保険証または健康保険資格取得証明書                                     |
| ・生活保護の受給を開始した          | ・国民健康保険証<br>・生活保護開始決定通知書                                  |
| ・死亡した<br>(葬祭費の申請をする場合) | ・国民健康保険証<br>・喪主の氏名が確認できるもの(会葬礼状はがきなど)<br>・喪主名義の口座が確認できるもの |

| 加入の届け出が必要な場合                         | 必要なもの  |
|--------------------------------------|--|
| ・退職により社会保険などほかの保険をやめた<br>・家族の扶養から抜けた | ・社会保険等資格喪失証明書<br>(退職した職場もしくは社会保険事務所から発行されます) |

## 冬のガーデニング講習会

コミュニティ運動推進協議会事務局 ☎ 27-3179  
 (まちづくり推進課 企画調整グループ)

ご家庭で手軽に楽しくできる冬のガーデニング講習を行います。

|                                 |  |
|---------------------------------|--|
| <b>日時</b> 12月8日(金) 13時30分～      | <b>定員</b> 20人 ※先着順                     |
| <b>会場</b> 総合福祉センター大集会室          | <b>参加費</b> 1,500円                      |
| <b>講師</b> 梅原智哉氏(梅原商店)           | <b>持ち物</b> シャベル、軍手                     |
| <b>内容</b> 家庭で手軽に楽しめる多肉植物の寄せ植え講習 | <b>申し込み</b> 11月24日(金)まで<br>電話でお申込みください |

## 住まいのゼロカーボン化推進事業補助金

まちづくり推進課ゼロカーボン推進室 ☎ 27-3179

住宅のゼロカーボン化推進を図るため、町では既存住宅の省エネ改修に係る費用の一部について助成します。

### ①断熱改修

**対象**▶住宅全体の断熱改修を行い、改修後、断熱性能等級5相当以上となる工事

**補助額**▶当該工事費から本補助金以外の補助金等の額を差し引いて得た額の1/2以内かつ限度額以内

**限度額**▶・断熱性能等級5相当…40万円  
 ・断熱性能等級6相当以上…100万円

### ②開口部改修

**対象**▶住宅全体の開口部(窓・玄関ドア等)を断熱性能の高いものに改修する工事

**補助額**▶当該工事費から本補助金以外の補助金等の額を差し引いて得た額の1/2以内かつ以下の限度額以内

**限度額**▶・窓(U値1.6W/m<sup>2</sup>・K以下)  
 …箇所当たり27,000円、上限30万円  
 ・玄関ドア(U値2.3W/m<sup>2</sup>・K以下)  
 …箇所当たり15万円

### ③高効率設備導入

**対象**▶給湯または冷暖房設備について次のいずれかの機器を導入する工事  
 (1)ヒートポンプ式給湯・冷暖房設備  
 (2)ハイブリッド式給湯・冷暖房システム  
 (3)家庭用燃料電池

**補助額**▶導入する設備機器に応じて定額を補助  
 (1)1台当たり5万円  
 (2)1台当たり10万円  
 (3)1台当たり15万円

### ④V2H設備導入

**対象**▶電気自動車に太陽光発電設備等から充電が可能で、電気自動車から住宅に電力供給が可能な双方向充放電器設備の導入工事

**補助額**▶当該工事費から本補助金以外の補助金等の額を差し引いて得た額の1/2以内かつ限度額以内

**限度額**▶35万円

### ⑤ゼロカーボン化推進支援

**対象**▶上記①～③の補助対象工事のいずれかの工事を行う場合にゼロカーボン化推進支援として補助金額を増額

**補助額**▶①～③の補助対象工事で交付される補助金額の1/2以内かつ限度額以内

**限度額**▶25万円

### 共通要件

#### ●対象者

次の条件全てに該当される方  
 ・町内に住所を有し、町内で自己居住を目的とした住宅の改修を行う方  
 ・町税の滞納のない方

#### ●その他

・本補助金の交付決定を受けてから施工業者との契約を締結してください。交付決定以前に契約された工事は補助の対象となりませんのでご注意ください。  
 ・受付は先着順で、予算の範囲を超えた時点で終了します。

## 厚真町在宅高齢者介護休養手当金

住民課 福祉グループ ☎ 26-7872  
 (総合ケアセンターゆくり内)

要介護者を介護しているご家族に、日ごろの労をねぎらうため在宅高齢者介護休養手当金を支給します。

### 支給対象者

以下の要件の全てを満たす方  
 ・要介護3以上の認定を受けた家族を自宅で介護している方  
 ・令和5年4月1日から9月30日までの間、町内に住所を有し、現に要介護者と同居している方  
 ・無報酬で介護されている方

### 支給額

月額1万円

### 申請方法

支給要件に該当される方は、申請書に必要事項を記入して福祉グループ窓口へ提出してください。

## 町公式LINEをご活用ください

まちづくり推進課 企画調整グループ ☎ 27-3179

厚真町LINE公式アカウントを運用しています。

### 受信設定で必要な情報が届きます

災害時の緊急情報や災害支援情報、イベント情報などを配信しています。

[配信内容]

- ・災害時の緊急情報
- ・災害支援情報
- ・町政情報

※受信設定のアンケートで質問に回答すると、受信したいメッセージを受け取ることができます。受信設定は、随時変更することができます。

### 各種税証明の請求ができます

マイナンバーカードを用いて、各種税証明書も請求できます。請求された証明書は、郵送でお届けします。

### 利用方法

LINEを起動して、以下のいずれかの方法で厚真町公式LINEを友だち登録してください。

- ①厚真町公式LINEのID「@atsuma」を検索して友だち追加する
- ②右のQRコードを読みとり友だち追加する



### ■お願い

- ・当アカウントへいただいた投稿等に対して、個別に回答しません。あらかじめご了承ください。
- ・スクリーンショット画像をインターネットなどに掲載すると、情報に変更があった場合に反映されません。必ずリンクを掲載してください。

## 年末のパスポート発行

住民課 町民生活グループ ☎ 26-7871  
(総合ケアセンターゆくり内)

パスポートの年内受け取りは早めの申請をお願いします。

パスポート(旅券)の年内受け取りを希望する方は、次の期日までに申請手続きを済ませるようお願いします。

申請書に不備がある場合などは、年内に旅券の受け取りができないこともあります。年末年始に旅行を計画される方は、早めの申請をお願いします。



### 年内の受け取り

12月29日(金)まで  
※12月30日(土)から1月4日(木)までは閉庁

### 年内受け取りの申請期日

12月15日(金)16時30分まで  
※年末年始は窓口の混雑が予想されます。余裕を持ってお越しください。

## 土地・家屋の現所有者の申告

住民課 税務グループ ☎ 26-7871  
(総合ケアセンターゆくり内)

名義人の死亡により現所有者となる方で、3カ月以内に名義変更しない場合は申告が必要です。

固定資産税は、賦課期日(各年の1月1日)時点で登記簿または固定資産税課税台帳に登録または登録されている方に納めていただくものです。

しかし、上記の方が賦課期日前に亡くなっている等の理由により存在しない場合には、当該固定資産を現に所有している方(現所有者といいます)に固定資産税を納めていただきます。

登記名義人等が亡くなり、町内の土地・家屋の現所有者となる方で、下記の申告期限までに不動産登記上の名義変更手続き(相続登記)などをしない場合は、住民課税務グループに現所有者の住所、氏名などの申告が必要です。

### 申告期限

ご自身が現所有者であることを知った日の翌日から3カ月を経過した日